

小規模多機能センター長善のさと 利用料金表

(1) 基本利用料(利用料+基本加算)

○介護給付(月定額制)

介護度別自己負担額	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
基本サービス利用料金 1割	10,364円/月	15,232円/月	22,157円/月	24,454円/月	26,964円/月
	341円/日	501円/日	729円/日	804円/日	887円/日

○予防給付(月定額制)

介護度別自己負担額	支援1	支援2
基本サービス利用料金 1割	3,418円/月	6,908円/月
	112円/日	227円/日

※介護給付・予防給付とも、月の途中で利用を開始した場合は、日割り計算になります。

○加算と算定要件:1割負担

加算	算定要件	負担額
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	①介護福祉士が50%以上配置されていること。 ②介護福祉士が40%以上配置されていること。 ③常勤職員が60%以上配置されていること。 ④3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	① 640円(月) ② 500円(月) ③ 350円(月) ④ 350円(月)
総合マネジメント体制強化加算 (共通加算)	介護支援専門員や介護職員、その他の関係者により介護計画の随時適切な見直しを行っている。日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事等に積極的に参加している。	1,000円(月)
訪問体制強化加算 (共通加算)	訪問サービスを担当する常勤の従事者を2名以上配置していること。 訪問サービスの提供回数が1ヶ月あたり200回以上であること。	1,000円(月)
認知症加算(該当者加算)	①認知症加算(Ⅰ) 日常生活に支障を来す恐れのある症状・行動が認められ、介護を必要とする認知症の利用者。 (認知症日常生活自立度Ⅲ以上) ②認知症加算(Ⅱ) 要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者。 (認知症日常生活自立度Ⅱ)	① 800円(月) ② 500円(月)
初期加算(該当者加算)	利用開始から30日間について算定	30円
介護職員処遇改善加算 (共通加算)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして創設	一月保険適応単位総数の10.2%の1割
介護職員等特定処遇改善加算 (共通加算)	介護人材確保のため他の職員を含めて、更なる処遇改善を進めるための加算	一月保険適応単位総数の①1.5% ②1.2%いずれか1割

・サービス提供体制加算は算定要件により①～④を算定します。

・認知症加算は①あるいは②に該当する方を算定します。

・訪問体制強化加算は介護度1～5の方対象です。支援1、2の方は算定しません。また、事業所の

(2) 介護保険給付 体制によっては訪問体制強化加算を算定しないこともあります。

介護保険給付・予防給付外サービスは全額自己負担していただきます。

①食費及び宿泊費

宿泊費(光熱水費相当)	個室730円/1泊	個室以外550円/1泊	
食費(食材料費+調理コスト)	朝食 470円	昼食 560円	夕食 560円

②その他のサービス

種類	内容	利用料
寝具代	宿泊時の寝具	1泊 100円
洗濯代	施設で可能な洗濯物	1回 100円
おやつ、飲み物代	行事のお菓子、水分補給用の飲み物など	無料
※日用品費	トイレトーパー、シャンプー、石鹸など	
※教養娯楽費	行事、余暇材料など	

(3) 社会福祉法人※ 利用者の希望によって、事業所が提供する場合はご負担いただくときもあります。減免を実施いたします。